QUALITY REPORT 2021

監査品質に関する報告書

Russell Bedford Hibiscus

Russell Bedford Hibiscus will assist its clients by its "high quality and high speed".

High Quality,
High Speed,
HIBISCUS





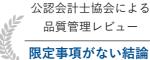
01. 事務所内モニタリング

対象 12業務

社員カバー率

100%

02. 外部機関によるモニタリング







CPAAOBによる 検査結果

行政処分なし



03. 人員構成



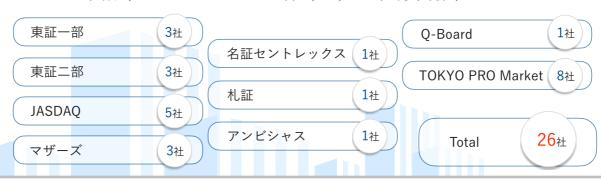
職位	人数
社員	14人
シニアマネジャー / マネジャー/シニア	51人
スタッフ / シニアアシスタント / アシ	18 J
スタント	10人
合計	83人

04. 上場企業 業種別クライアント社数(TOKYO PRO Marketを含む)(2021年8月末現在)



業種	クライアント数
小売	9社
IT / サービス	7社
製造	3社
卸売	2社
不動産	2社
建設	2社
水産・農林	1社_
合計	

05. 上場市場別クライアント社数(TOKYO PRO Marketを含む)(2021年8月末現在)



06. クライアント所在地

北海道	埼玉県	愛知県	福岡県
宮城県	東京都	大阪府	熊本県
山形県	千葉県	鳥取県	沖縄県
石川県	神奈川県	徳島県	
群馬県	静岡県	愛媛県	





QUALITY REPORT 2021

contents

- 01 代表挨拶
- 02 基本理念
- 03 ガバナンス及び組織体制
- 04 品質管理体制
- 05 外部機関からのモニタリング
- 06 採用・人事方針
- 07 国際対応
- 08 その他の取り組み
- 09 ガバナンス・コードへの対応状況
- 10 法人概要

中小監査法人ができること、 中小監査法人にしかできないこと



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業不祥事の多発とそれに伴う株式市場の信頼性確保のため、監査の厳格化が 叫ばれ、それに対応するように監査法人の大規模化が進んでいます。

そんな中、我々は中小監査法人ができること、中小監査法人にしかできないことを意識し、監査業務を行ってまいりました。

これからも、豊富な経験と知識に裏付けされた柔軟な思考と迅速な意思決定、 当社の基本理念にもある「High QualityとHigh Speed」という強みを生かしなが ら、大手監査法人に負けない高いレベルでの品質管理を行いつつ、社会に貢献で きる監査法人となることを目指してまいります。

2005年に札幌で設立し、2007年には東京事務所を立ち上げ、札幌と東京の両輪で走ってきました。

そして2020年、国際的な会計・監査事務所ネットワークである「Russell Bedford International」に加盟しました。多様化するお客様のニーズに応えるべく、また、ボーダレス化する会計監査スタンダードに対応すべく、組織としての成長を続けてまいります。

次のステージへの準備はできています。

監査法人ハイビスカス 統括代表社員 堀 俊介

中小監査法人だからこそできる 成長企業の監査業務





2005年の法人設立から一貫して監査業務を通じたベンチャー企業の支援にこだわって参りました。おかげさまでハイビスカスの最強の武器である「High QualityとHigh Speed」が、ベンチャー企業の迅速な意思決定と合致し、クライアントと共に成長することができました。

今では様々な業種、規模のクライアントに恵まれ、中小監査法人として次のステージに立とうとしております。

私たちはこれからも規模にこだわらず中小監査法人だからこそできることにこだわり、個々人としても組織としても健全に成長していきます。

中小監査法人だからこそできることとして、日本経済の成長を支えるIPO準備会社の監査を積極的に受嘱しております。

IPO支援部を整備し、IPO支援経験や支援意欲のある人材を集め、IPOを目指す企業から真っ先に指名される監査法人になります。

ハイビスカスはこれまで以上に、迅速で柔軟で高品質な監査業務を行って、クライアントと共に成長し続ける監査法人であり続けます。

監査法人ハイビスカス 代表社員 東京事務所長兼IPO支援部部長 阿部 海輔





基本理念

Corporate Identity

High Quality,
High Speed,
HIBISCUS



ハイビスカスの存在意義

中小監査法人だからこそできる、迅速かつ きめ細かい対応を行って社会の公器として資 本市場を活性化させる。

ハイビスカスの行動指針

High Quality

プロフェッショナルとしての使命感をも ち、会計基準や監査基準について日々研鑽を 深め、チームワークを重んじ、高品質の監査 業務を実現する。

High Speed

お客様、同僚、誰に対しても、正確かつ迅速に対応することを意識して、お互いに成長していくことを楽しむ。

HIBISCUS

ハイビスカスの花言葉「信頼」を意識する。倫理観、正義感を持ち、誠実に行動しお 客様や社会から信頼される存在となる。日本 及び世界中でハイビスカスの能力を開花させ る。

ハイビスカスの目指す姿

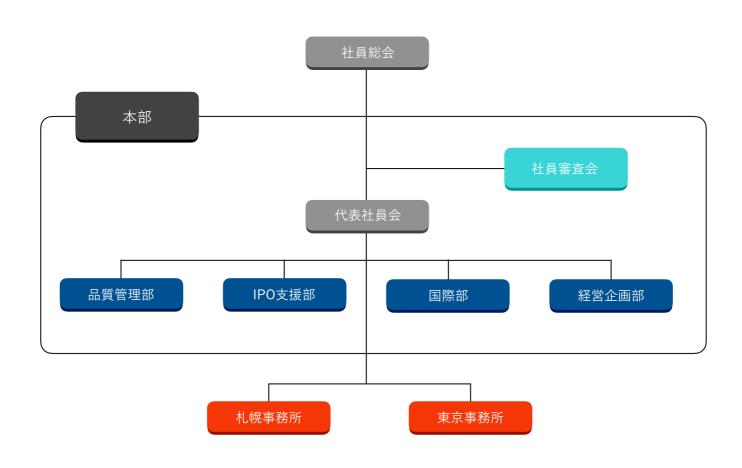
- 品質管理を重視し、適正規模の監査法人で あり続ける。
- 個々人がスキルを磨き才能を開花させることで、最大ではない最強の監査法人になる。
- 札幌、東京はもちろん、様々な地方のお客様から選ばれ、頼りにされる監査法人になる。
- 従業員やその家族が誇りに思う、明るく働きやすい監査法人になる。



ガバナンス及び組織体制

Governance & Organizational Chart

① 組織図



2 概要

当法人は、法人の基本方針について全社員で意思決定をする社員総会、当該基本方針に従って業務執行する代表社員会の二層構造を基本として運営されております。また組織体制としては、社員総会、代表社員会の下に実際の業務を行う各事業部が設けられております。

1. 社員総会

社員全員が出席する「社員総会」をガバナ

ンスの根幹として、最高意思決定機関として 位置付けております。

社員総会は、毎月一回開催しており、品質管理の状況、社員の加入及び脱退、社員及び従業員の人事評価、定款の変更等の法人の基本事項に係る意思決定を行っております。

2. 代表社員会

経営執行は、社員総会で選任された「代表 社員」が行います。 代表社員は代表社員会を組織して、毎月定例の代表社員会を行い、法人を代表して経営執行を行うとともに、監査品質に関する責任を負っています。

3. 事業部

i. 品質管理部

品質管理担当部署として「品質管理部」を 設置しております。品質管理部は、監査の品 質管理に関する法人内インフラ(規程、マニュアル、監査ツール等)を構築するととも に、教育研修や監査業務に関する審査の管理 及びモニタリング(日常的監視及び定期的な 検証)を担っております。なお法人内インフラは、マネジャー以上で構成されるリスクアプローチ会議の議論を経て、制定されます。

ii. IPO支援部

監査業務の中でもIPO準備会社の監査業務については、「IPO支援部」がその役割を担っております。IPO支援部はIPO業務に関わる情報収集やコンサルティング会社、証券会社、証券取引所との意見交換、業務開発なども推進しております。

iii. 国際部

監査業務の中でも国際業務に関しては「国際部」が担っております。国際部は、当法人が所属する国際ネットワークRussell Bedford International (RBI)の窓口をつとめ、最新の国際会計基準の情報の収集やRBIが主催する国際会議へ出席し世界各国の会計事務所との意見交換を行っております。また監査チームが行う海外会計事務所とのやり取りなども後方から支援しております。

③ 各部長からのメッセージ

1. 品質管理部 (部長 代表社員 髙橋克幸)

品質管理は監査法人の根幹を担っています。

品質管理部では監査品質向上のため知識及び経験豊富な専任メンバーを擁し、きめ細かくスピーディな対応を行っております。

本年度は以下の活動方針に基づき、法人の 品質向上に邁進しております。

- 最新基準、海外含む検査結果事例等の 調査・分析を通じた品質管理インフラ の構築
- 業務モニタリング(日常的監視や定期的検証)の実施及び不備改善
- 年次や職位、職責ごとに対応した教育 研修の実施

2. IPO支援部 (部長 代表社員 阿部海輔)

当法人は資本市場のいっそうの活性化のためIPO監査業務に力を入れております。IPO監査業務は、クライアントの税務会計から企業会計への方針変更や、主幹事証券会社、証券取引所担当者とのやり取りなど、専門的かつ複雑な事象に迅速に対応することが求められています。このため当部署では、最新のIPO情報をキャッチアップして、メンバー一人一人がやりがいをもってお客様やその他の皆様に対して迅速に対応することが重要と考えております。

本年度は以下の活動方針に基づき、法人の IPO業務のさらなる活性化を図っております。

- 最新のIPO事例等の調査及び分析を通じて、IPO支援インフラを構築
- 証券会社や証券取引所関係者との意見 交換を通じて、最新のIPO審査ルールの 啓蒙活動
- 年次や職位、職責ごとに対応した教育 研修の実施

3. 国際部 (部長 代表社員 堀口佳孝)

当法人は国際化する資本市場のいっそうの活性化のため国際業務に力を入れております。国際業務は、主として当法人が所属する国際会計ネットワークRussell Bedford International (RBI) から最新の国際会計基準の情報を収集したり、RBI主催の国際会議に出席することで海外事務所と意見交換を行い、国際的な会計ルールの知識やノウハウの醸成に努めております。

またクライアントが海外展開を行う場合には、監査チームと海外会計事務所とのやり取りを後方から支援し、国際化する監査業務への迅速かつ適切な対応を可能にしております。

本年度は以下の活動方針に基づき、法人の 国際業務の継続的な品質向上に邁進しており ます。

- RBIから取得した最新の国際会計基準の 調査・分析を通じて国際監査インフラ の構築
- RBI主催の世界会議への出席及び海外会 計事務所との意見交換を通じて最新の 国際監査ルールのキャッチアップ
- 年次や職位、職責ごとに対応した教育 研修の実施

④ 経営機能の実効性に関する監督及び評価体制

当法人では、大規模監査法人とは状況が異なるため、独立第三者による監督・評価機関を設けておりません。

しかしながら、下記のように経営機能の実 効性を監督・評価し、支援する機能を備えて おります。

• 当監査法人は、社員10名程度、全常勤 構成員40名程度の中小規模の組織体で あるため、全ての構成員がお互いに コミュニケーションをとりやすく、各 人の能力、経験及び業務内容を理解し ております。実態としても、各人が業 務上又は法人運営上の重要課題を認識 した場合、適時に社員会に報告される 体制が整っております。

- 有限責任制を採用せず、各社員が連帯 責任を負うため、常に相互監視・相互 けん制を図る体制が整備されておりま す。
- 定期的に開催する社員総会では、法人 運営における重要事項について闊達に 議論しており、社員全員が同意したう えで、法人としての意思決定を行って おります。
- 定期的に開催する代表社員会で、法人 運営における日常的事項について闊達 に議論しており、代表社員全員が同意 したうえで、法人としての意思決定を 行っております。



品質管理体制

Quality Management System

1. 独立性の管理

(1) 法令及び職業倫理等の遵守

当法人では、公認会計士法、日本公認会計 士協会が定める倫理規則等の各種法令及び規 則を遵守するよう全職員に義務付けておりま す。

具体的には、四半期ごとに全監査従事者から法令及び職業倫理に抵触しないことを証明する「監査人の独立性チェックリスト」を入手し、監査チームの業務執行社員及び審査担当社員からは「監査法人の社員の独立性チェックリスト」を入手することで、被監査会社からの独立性を確認しております。

また、インサイダー取引防止規程を遵守するとともに、毎年4月1日に当法人の全職員から自己のためにする業務提供先の特定有価証券等(上場株式、上場社債等)の売買等を行わない旨の誓約書を入手しております。

さらに、当法人の事務所内に併設している 税理士事務所の業務執行社員及び職員からも 当法人の業務提供先の株式等の保有及び売買 等を行わない旨の誓約書を入手し、インサイ ダー取引の防止及び啓蒙活動を徹底しており ます。

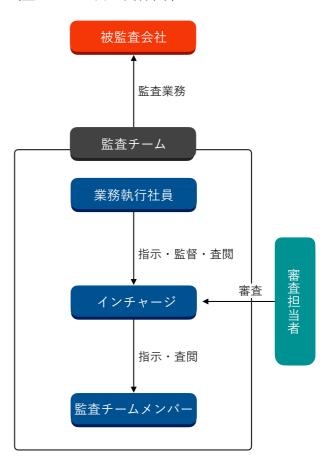
(2) 業務執行社員等のローテーション

当法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針に従って、業務執行社員、審査担当者及び主要メンバーのローテーション制度を定めております。

当該ローテーション制度により、公認会計

士法上の大会社等の業務執行社員の継続関与期間は最長7会計期間、インターバルは最低2会計期間(筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間)としております。監査チームの主要メンバーについては、最長で連続して10会計期間業務に関与することができ、その後は最低2会計期間のインターバルを設けております。

〈監査チーム内の関係図〉



2. 監査契約の締結に関する基本方針

監査契約の新規締結及び更新については主 として以下の項目を検証したうえで実施して おります。

- 監査実施のための十分な人員及び時間を 確保していること。
- 監査チーム予定者は、チーム全体として十分な能力と経験を有していること。
- 監査の実施において、関連する職業倫理等を遵守していること。
- 関与先の誠実性について、契約締結や更 新に関して重要な影響を及ぼす事項が生じ ていないこと。
- 不正リスク対応基準が適用される監査業務については、リスクの程度に応じて適切な対応ができること。
- 監査契約の新規締結については、社員審 査会の承認を得ていること。

3. 他の監査事務所との交代

監査人の交代に際しては、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査人交代における監査業務の引継ぎに関する方針及び手続に従って、適切に実施しております。

当法人が前任監査人となる場合には、監査 契約の解除申請に対して社員審査会の承認が 行われます。

また、当法人が後任監査人となる場合に は、監査契約の新規締結の承認申請に対して 社員審査会の承認が行われます。

4. 監査業務の実施

(1) 監査実施者の選任方針

監査実施者は、被監査会社の事業内容、個人の能力、他業務のアサイン状況及び業務執行社員のローテーション等に配慮したうえで選定しております。

(2) 監査チームの監督機能

監査チームの主査は大半の監査日数において往査し、補助者のみでの往査には一定の制限を設けています。また主査は全ての監査調書を査閲することで、監査業務の正確性及び網羅性を細かく検証しております。

業務執行社員は、被監査会社の経営者や監査役等と適時適切にコミュニケーションをとり、四半期ごとの監査チームミーティング及び審査に必ず同席しております。また、不正リスクや特別な検討を必要とするリスク等については監査調書を閲覧し、チームメンバーと認識を一致させたうえで監査業務を実施しております。

(3) 監査マニュアルの開発

当法人は、我が国の監査基準に準拠した監査調書マニュアルを定めています。当該マニュアル等に基づいて、品質管理部は当法人独自の監査ツールを開発しております。

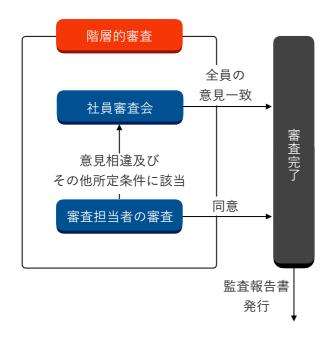
品質管理部は、主にマネジャー以上で組織されるリスクアプローチ会議を組成し、日本公認会計士協会が公表している監査ツールを基礎とした当法人独自の監査ツールを開発しております。リスクアプローチ会議は毎月一回開催され、必要に応じて監査ツールを見直し、更新しております。

(4) 専門知識の問い合わせ

判断が難しい重要事項に関しては、品質管理規程に従って、社内外の専門家に問合せることをルールとして定めております。当該ルールの運用を担保する制度として、業務執行社員は、監査チームが必要に応じ専門的見解の問合せを適切に実施する責任を負っております。

5. 審査体制

〈階層的審査関連図〉



(1) 審査担当社員の選任

被監査会社の事業内容、規模、必要となる 専門的知識及び独立性等を勘案し、社員の中 から最適な者を、社員審査会が審査担当社員 として指名しております。

審査担当社員は監査チームが策定・実施し た監査計画、監査手続、監査上の重要な判断 及び監査意見を客観的に評価し審査しており ます。

審査担当社員には、大会社等の一定規模以 上の監査業務については監査責任者との対面 審査を義務付けております。

なお、上場会社においては相当程度の独立 性及び客観性を確保するため、同一事務所内 の社員を審査員に指名しておりません。

(2) 社員審査会の実施

重要事項については、審査担当社員による 審査ではなく、社員審査会による審査を行っ ております。

社員審査会は品質管理部長が審査委員長と なり、社員全員が出席することで開催し、各 種の審査案件について深度のある審査を実施

しております。

6. 不正リスクへの対応

(1) 職業的懐疑心の堅持

当法人の全ての監査業務従事者は、監査基 準に従い職業的専門家としての正当な注意に 基づく懐疑心をもって監査を実施しておりま す。

監査業務従事者は、監査チームミーティン グにおいて、職業的懐疑心を基礎とする議論 を自由闊達に行い、監査責任者はチームメン バー全員に対して、職業的懐疑心を堅持し続 けることの重要性を継続的に指導しておりま す。

また、随時実施している事務所内研修にお いても、職業的懐疑心の重要性について啓蒙 し、法人全体として職業的懐疑心の重要性を 継続的に浸透させております。

(2) 不正等への対処

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況 が識別された場合には適時に審査を受け、必 要に応じて計員審査会の審査を義務付けてお ります。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義が あると判断された場合には、修正後のリスク 評価及びリスク対応手続が妥当であるかどう か並びに入手した監査証拠が十分かつ適切で あるかどうかについて、社員審査会による審 査を義務付けております。

また、上記いずれの場合においても、監査 チームは、必要に応じて当法人内外の適切な 専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、 入手した見解を検討するよう求めておりま す。

7. モニタリング

(1) 日常的監視と定期的検証

当法人は、品質管理システムに関する方針 及び手続が、監査リスクの低減可能な水準で 整備され、監査期間を通じて有効に運用され ていることを担保するため、品質管理システ ムに対する日常的監視を実施しております。

また、個別の監査業務が品質管理システム に準拠していることを確認するため、毎年一 定数の監査クライアントを対象として、監査 業務の定期的検証を実施しております。

定期的検証は、業務執行社員ごとに少なくとも3年に1回は対象となるよう検証対象業務を選定し、監査調書の閲覧及び監査チームへの質問を通じて、品質管理ルールの遵守状況の検証及びフィードバックを行うことで、監査品質の維持・向上を図っております。

直近の実施状況は以下のとおりです。

	直近3年間
定期的検証の対象業務数	12業務
社員カバー数	100%

(2) 監査ホットライン

当法人は、ホームページ上に監査ホットラインを設けており、当法人内部及び外部から 当法人の倫理規則、企業の不正事例等を通報 できるようになっております。

監査ホットラインの窓口は、監査業務部門から独立した経営企画部となっており、経営企画部は通報事象を整理したうえで必ず全社員に通知するルールとなっております。

各社員は通報事象が法令及び定款等に照ら し合わせたうえで重要と判断した場合には、 直ちに社員会を招集し、法人として適時適切 に対応することとしております。

8. 情報セキュリティ

当法人は、パソコン、周辺機器及び電子媒

体の取扱いについて、情報セキュリティポリシーを整備及び運用しております。

監査業務及び法人の経営管理に関する電子 データに関するサーバーセキュリティ対応 も、情報セキュリティポリシーに基づき実施 しております。

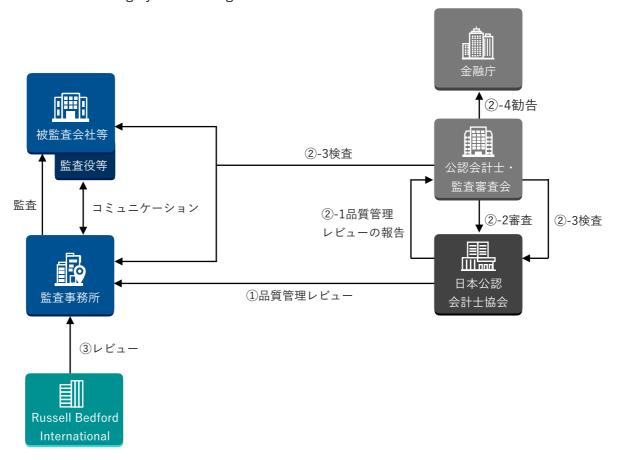
なお当法人はマイクロソフト社のサーバを 利用しており、マイクロソフト社のサーバの 安全性については、IT担当者が毎年SLA (Service Level Agreement)を検証して確認 しております。

情報セキュリティポリシーの運用状況については、日常的監視及びチェックリストの入手等によって検証しております。



外部機関からのモニタリング

Monitoring by External Organizations



1. 日本公認会計士協会(JICPA)による品質 管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、通常レビューとして、原則として3年に1度という形で実施されております。

また、監査に対する社会的信頼を損なうお それがある事象が生じた場合には、当該事象 に関連する特定の分野等に関する特別レ ビューとして実施されています。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧告が行われ、当該改善勧告を受けた監査事務所に対しては、レビューの実施

結果等に応じて「通常レビュー」又は「改善 状況の確認」が実施されています。

直近では、2021年2月に品質管理レビュー (通常レビュー)が行われ、同年4月14日付 で重要な不備事項は見受けられない旨の報告 を受けております。

2. 公認会計士・監査審査会(CPAAOB) による検査

金融庁に設置された独立の行政機関である公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、日本公認会計士協会による品質管理レビューの内容を審査するとともに、必要に応じて監査事務所等への立入検査等を実施しています。

金融庁長官は、立入検査の結果を受けて、 監査事務所の品質管理が著しく不十分である 場合及び監査業務が法令等に準拠していない と判断した場合には、必要な行政処分その他 の措置を監査事務所に対して勧告します。

金融庁は、CPAAOBからの勧告を受けて、 監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業 務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金 納付命令などの行政処分を行います。

直近では、当法人はCPAAOBの検査は受け ておりません。

3. Russell Bedford International (RBI) に よるレビュー

当法人は、2020年10月にRBIメンバーに加盟し、加盟時にRBIによる品質管理レビューを受けております。その結果、重要な不備事項はなく、メンバーファームとしての品質管理水準が充足されているとの評価を受けております。今後は毎年RBIによる品質管理レビューを受ける予定です。

4. 外部機関による検査結果等への対応

当監査法人では、外部機関によるレビュー・検査における指摘事項については、 品質管理システムを向上させる機会と捉え、 適時に原因の調査及び再発防止策を立案する とともに、当該再発防止策を監査手続書や審 査書類に盛り込んでおります。

外部機関による検査は、当法人の業務品質をさらに向上させる絶好の機会と捉え、検査に対しては、誠実かつ積極的に対応しております。

採用・人事方針

Recruitment·Human Resources

1. 基本方針

当法人は、中小監査法人だからこそできる、きめ細かいサービスや迅速な対応を基礎とした高い品質の監査業務を実践するために最も重要な要素は「ヒト」であると考えております。

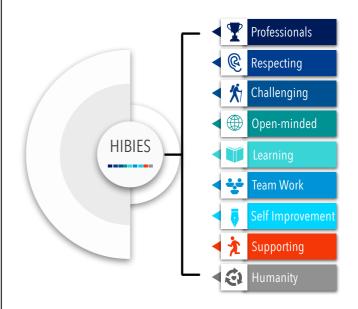
このため、当法人が求める人物像について の基本的な方針を「ハイビー人財」として整 理し、新規採用及び人事評価における判断基 準としています。

2. 「ハイビー人財」とは

- プロフェッショナルとしての高度な人格 を備えている。何事にも誠実かつ公明正 大に対応する。
- お互いの立場を理解し、相手を尊重する。お客様、同僚の話をよく聞く。相手の興味に誠実な関心を寄せる。
- 課題があれば解決に向け果敢にチャレン ジする。常に明るく前向きに、困難に直 面した時こそ笑顔を忘れない。
- 変化を楽しむ。多様な価値観、新技術、 異文化を偏見なく受け入れる。
- お客様や同僚と有意義な関係性を構築する。そのためには会計専門知識に限らず、幅広い教養を身につける。
- チームワークを重視する。チームの共通 目的を常に意識し、チーム内での自分の 役割をしっかりと認識する。調和を大切 にし、リーダーシップを発揮することに より自らの責任を果たす。

- 常に自己研鑽に取り組む。後輩への教育 を積極的に行い、彼らの成長を支援し、 事務所の発展に貢献する。
- クライアントからの建設的な相談には真 摯に対応し、指導的機能を発揮すること でクライアントとの課題解決を迅速に支 援する。
- 仕事は人生の一部、仕事もプライベート も全力で楽しみ、家族や友人、同僚を大 切にする。

〈ハイビー人財のイメージ図〉



3. 人員状況

当法人においては、個々人の専門的能力及び組織内で求められる役割を踏まえて、次の職位を設けており、その構成は以下のとおりです。

職位	人数
社員	14人
シニアマネジャー / マネジャー/ シニア	51人
スタッフ / シニアアシスタント / アシスタント	18人
合計	83人

4. 採用方針

当法人の基本理念や行動指針に共感し、想いを同じくする人材を、新規及び中途からバランスよく採用しております。

特に事務所説明会や採用面接は、当法人の 代表社員自らが企画し、法人理念やビジョン を説くなど陣頭指揮をとっております。

積極的な採用活動の結果、2020年度においては新たに新人が7名、中途キャリアが11名、仲間に加わりました。新人及び中途キャリアともに、当法人の求める人物像である「ハイビー人財」であり、やる気と情熱に満ち溢れております。

2021年度も引き続き優秀で志の高いハイビー人財の獲得を推し進めてまいります。

なお、当法人は仕事は人生の一部、仕事も プライベートも全力で楽しむという考えのも と、働きやすい職場環境作りを重要視してお ります。

5. 非常勤職員の活用方針

多様な知識や経験の豊富な非常勤会計士に ついては、監査資源の確保や若手常勤メン バーの教育のため、業務において一定程度、 活用しております。ただし、監査品質の維持 向上のため、チーム内の非常勤職員数は一定 以下とし、CPEの取得義務を履行していない 非常勤職員や、チーム内の評価が高くない非 常勤職員は契約更新しない等、職業的専門家 として緊張感のある関係性を保っておりま す。

6. 監査アシスタント制度

公認会計士資格を有しない補助者を「監査 アシスタント」として採用し、専門知識を必 要としない業務範囲において、監査業務の補 助に従事させております。これにより、監査 現場の効率化及び品質向上を図っておりま す。

7. 人事評価方針

当法人の人事評価については、「ハイビー人財」として当法人が求める人物像を整理し、職位ごとに求められる要件を明文化したうえで、下記人事評価制度にのっとって昇給や昇進を決定しております。

【制度の基本的な考え方】

人事評価方法の概要については、求める人物像である「ハイビー人財」の考え方を基礎として、職位ごとに期待される評価基準を設定し、一次評価者による評価、二次評価者(社員)による評価を経て、代表社員会の討議を経て報酬改定を行います。

評価基準は、法人の基本理念及び行動規範 を理解し、ハイビー人財たるかという視点を 重要視しております。

人事評価の結果、昇格又は降格の要件を満たす可能性のあるメンバーについては、代表 社員会において、当該要件を満たしているか を審議した上で昇格又は降格の決定を行います。

なお、社員への登用については、代表社員 会の決定に基づき、最終的には総社員の同意 により、決定しております。

また、人事評価結果は各事務所長と当事者 との個別面談を通じて伝達するとともに、必 要なフィードバックを行っております。

これらの人事評価システムによって、公正 な評価を実施するとともに、監査品質向上を 図っております。

8. 教育研修方針

当法人では、職員は職業的専門家であると 同時に一流のビジネスパーソンでなくてはな らないという考えのもと、OJTを積極的に 行っております。

さらに公認会計士協会が提供する教材等を 使用して「監査実務研修」研修制度を設けて おり、さらなる自己研鑽を支援する仕組みを 設けております。

また、監査実施者に対しては、日本公認会 計士協会が定めるCPE(Continuing Professional Education)制度に基づき履修義務達 成要件を充足していることを毎年確認してお ります。

CPE単位は3年間で120単位の取得が義務付 けられているため、1年間で40単位以上の取 得が可能となるよう研修プログラムを設定し ております。

9. 自己学習補助制度

当法人は、知識や教養を身に着けるのは業 務において必須であると考え、業務や自己研 鑽のために必要な書籍の購入費用の全額補助 と書籍リストの共有を行う仕組みを整備して おります。

国際対応

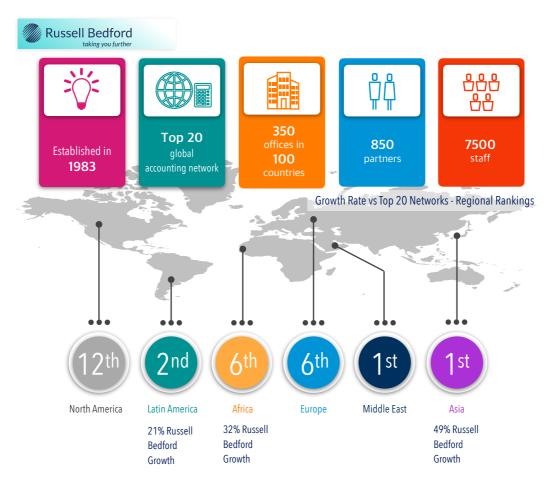
International Operation

監査法人ハイビスカスはRussell Bedford International (RBI) に加盟しています。RBIとは、世界各国の独立した会計事務所及びコンサルティング・ファームによって構成される世界18位にランキングされる国際的な会計ネットワークです。イギリスに本部を置き、世界100ヶ国以上にメンバーを有しております。

メンバーは各国の企業の成長をサポートし、RBIを通じて企業の国際市場への 進出を支援しております。

当法人の代表社員である堀口佳孝は定期的にRBIの世界会議に参加してRBIの一員としてメンバーファームと活発な意見交換を行っております。

RBIとの提携を通じ、日本企業の海外進出支援や海外上場支援等に多くの実績を重ねております。外国企業の日本子会社に対する監査の経験も豊富です。中小規模の案件を中心に、サービス内容の多様なアレンジにも対応します。



※2021年10月現在

参考:Russell Bedford International :RATIONALE FOR MEMBERSHIP 及び2021 PERFORMANCE REVIEW



その他の取り組み

Other Efforts

1. ITへの対応

当法人は、監査品質の向上及び業務効率化のため積極的 に監査業務のIT化を進めております。

具体的には、監査契約書の電子化を推し進め事務作業の効率化を進めるとともに、実際の監査業務においてもマイクロソフト社のTeamsを使用する等の方策を実行することで、クライアントと適時適切にコミュニケーションをとり、情報共有が可能となる体制を構築しております。

さらに業務の効率化のため、電子調書の導入準備を進めており、数年後には本格運用を目指す予定です。

2. 非監査業務に対する方針

非監査業務は、公認会計士としての専門性や仕事の幅を 広げるうえで有用であり、また人材採用及び育成の観点か ら重要であると考え、前向きに取り組んでおります。

ただし、公認会計士法及び倫理規則を遵守し、監査における独立性を絶対に阻害しないようにしております。

3. リモートワークへの対応

当法人では、監査業務における経営層、監査役等を始め とした被監査会社と監査人間のコミュニケーションが害さ れないことを大前提として、業務の効率化や多様な働き方 の実現を目的として、「在宅勤務」や「時差通勤」等の制 度を柔軟に採用しております。

引き続き監査法人の社会的使命を遂行しつつ働きやすい職場環境を確保するため、新たな監査ツールの導入や、各種コミュニケーションツールの採用等、適切な投資を実施していきたいと考えております。



ガバナンス・コードへの対応状況

Compliance with the Audit Firm Governance code

当法人は、有限責任制を採用しておらず、適正規模の監査法人としてパートナー同士が連帯責任を負い、相互監視・相互けん制を図るガバナンス体制を整備しております。

金融庁から公表されている「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)については、大規模監査法人を念頭に置いたものであり、お互いをよく知る社員同士のパートナーシップをガバナンスの重要な基礎とする当法人においては、そのまま適用することは適切ではないと考えられるため、現時点においては適用しておりません。

ただし、監査法人の組織的運営というガバナンス・コードの趣旨自体は非常に 重要であると考え、参考となる点については積極的に取り入れるべきという方針 のもと、体制整備しておりますので、以下、当法人としての取組み状況についてご 説明いたします。

ガバナンス・コードの内容

原則		内 P
監査法人が 果たすべき役割	1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
父兄父龄/★ 华川	2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能 を発揮すべきである。
組織体制 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、 機能を確保すべきである。		監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
業務運営	4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
透明性の確保	5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。 また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当法人の取り組み状況

原則1 監査法人が果たすべき役割

No	指針	内容	当法人の取組み
1-1	トップの姿勢	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理 体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たす	
		よう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	基本理念 P06
1-2	考え方や行動指針	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動 の指針を明らかにすべきである。	基本理念 P06
1-3	職業的懐疑心の動機 付け	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理 体制
1-4	組織文化・風土	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	基本理念 P06
1-5	非監査業務の位置付けに対する考え方	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方を明らかにすべきである。	その他の 取り組み

No	指針	内容	当法人の取組み
3-1	経営機関の 監督・評価機関	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	外部機関から のモニタリング
3-2	独立性を有した 監督・評価機関	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	外部機関から のモニタリング
3-3	監督・評価機関の 役割	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	外部機関から のモニタリング P14
3-4	監督・評価機関の 実効性の確保	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	外部機関から のモニタリング

No	指針	内 容	当法人の取組み
4-1		監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	品質管理体制 P10
4-2	人材育成、人事評価、報酬の 方針	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。 その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	採用・人事方針 P16
4-3	配置	 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	採用・人事方針 P16
4-4		監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	品質管理体制 P10
4-5	内部通報及び外部通報に関する方針及び手続の整備	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	品質管理体制 P10

No	指針	内容	当法人の取組み
5-1	透明性報告書	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人はガバナンス・コードを 適用しておりませんが、会計監査品質 の向上に向けた取り組みについて は、本報告書が該当します。
5-2	 品質向上に対するトップの姿勢の説明 上記の考え方、行動指針 経営機関の構成、役割 監督・評価機関の選任理由、独立性 監査品質向上の取組の実効性の評価 	 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方 経営機関の構成や役割 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	同上
5-3	監査品質向上に関するステークホルダーとの意見交換及び 監督・評価機関の活用	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	監督・評価機関については、「5.外部機関からのモニタリング」に記載しておりますが、ステークホルダーとの意見交換については、今後の課題であると認識しております。
5-4	ガバナンスコードの適用状況 及び監査品質向上の取組の定 期的評価	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	現時点においては、実効性の評価を 実施しておりませんが、今後の課題と 認識しております。
5-5	上記情報の組織的運営の改善	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	同上



法人概要

The Company Overview

Russell Bedford Hibiscus

監査法人ハイビスカス

所在地

札幌事務所 札幌市中央区北4条西5丁目1

番地4 大樹生命札幌共同ビル

8階

TEL 011-826-5265 FAX 011-826-5438

東京事務所 東京都渋谷区渋谷3-2-3 帝都

青山ビル5階

TEL 03-6427-9162 FAX 03-6427-9163

沿革

2005年 12月 公認会計士5名により札幌に設立

2007年 7月 東京事務所開設

2009年 2月 公認会計士協会により上場会社

監査事務所として登録

構成人員(2021年7月1日現在)

〈代表社員〉 計 4名

札幌事務所 | 堀俊介(統括代表社員)

堀口佳孝

東京事務所 | 阿部海輔 髙橋克幸

社員 計 10名

札幌事務所 | 大塚克幸 田中祥孝

御器理人 北村ルミ子

東京事務所|森崎恒平 丸木章道

福田健太郎 梅田純一 沼田慶輔

瓜生憲史

〈職員〉 計 69名

(合計) 計 83名(東京:55名 札幌:28名)

関与会社数 (2021年8月末現在)

金融商品取引法監査	19社
会社法監査	6社
TOKYO PRO Market	8社
上場準備	14社
IFRS関連	4社
その他法定監査	7社
合計	58社

上場市場別クライアント社数(TOKYO PRO Marketを含む) (2021年8月末現在)

市場	クライアント数
東証一部	3社
東証二部	3社
JASDAQ	5社
マザーズ	3社
名証セントレックス	1社
札証	1社
アンビシャス	1社
Q-Board	1社
TOKYO PRO Market	8社
合計	26社

メンバーファーム

Russell Bedford International (RBI)

本部所在地 英国 ロンドン

拠点数 世界100か国に350以上の拠点

加盟法人数 メンバーファームは世界で143事務所

規模 国際会計ネットワークで世界20位以

内、全世界で7,500人以上のスタッフ

が在籍

HP https://www.russellbedford.com/





Russell Bedford taking you further

■所在地

札幌事務所

〒060 - 0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4

大樹生命札幌共同ビル8階

TEL 011 - 826 - 5265

FAX 011 - 826 - 5438

東京事務所

〒150 - 0002 東京都渋谷区渋谷3-2-3

帝都青山ビル5階

TEL 03 - 6427 - 9162

FAX 03 - 6427 - 9163

https://www.audit-hibi.biz/